

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷八十第

行發日一月四年三十正大

故戸田海市博士肖像并に哀詞

論叢

虞夏書に見^はれ^たる政治經濟思想……………法學博士 田島 錦治
 階級の動學的考察……………文學博士 高田 保馬
 獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田庄太郎
 植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃

時論

不景氣と租稅……………法學博士 神戸 正雄

說苑

一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木芳之助
 客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

雜錄

戸田博士逝く ○戸田海市君の追懷(西田幾太郎) ○戸田博士を憶ひ
 て(福田徳三) ○戸田君の追懷(神戸正雄) ○追憶の斷片(河上肇) ○戸田
 博士と私(河田嗣郎) ○戸田先生を憶ふ(小島昌太郎) ○戸田博士と大阪
 市労働調査事業(關 二)

時論

不景氣と租税

神戸 正雄

緒言(本論の目次)

第一段 好景氣の租税排消力と不景氣の租税負擔難 (一)好景氣の租税排消作用(A)排轉一般(B)好景氣に依る事實上の排轉(C)右事實上の排轉の影響(二)不景氣に於ける反動的苦痛(三)租税上の對策)

第二段 現下の不景氣大勢と租税難及其對策 (一)現下の經濟界大勢(二)不景氣來と租税負擔(三)租税對策と物價政策)
結論(全文要旨)

緒言

今日我國に於て租税の苦痛に對する訴が各方面に喧しい。其は別に最近、税の高さの増した譯ではない。むしろ營業税其他にて多少の減税さへ行はれた筈である。大震災災の困難に對しては地租所得税營業税相續税などにて減免猶豫があり、怨をいへば勿論際限はないけれども、可なり減税となつて居る筈である。其れにも拘らず方々にて苦痛のあるといふのは、其は何の爲めかと

いふと、私は其は今日の經濟界が不景氣に向つて居る爲めだと思ふ。其が主因だと思ふ。若も此財界にして好況であつたとしたならば、現在の程度の税は樂に擔ふを得るは勿論、もつと高い率のものでも容易に擔ふことが出來たであらう。不幸にして目下の經濟界が不況な爲めに、之が負擔を難する聲が大であり、而かも此不況が此先きもつと深刻に來なくては濟まず、もつと租税負擔難の時代が來やうかと思ふ。私は今、當面の實際問題として、此重大問題の存することを感ずるの故に、豫ねて考へて居る所の景氣と租税負擔との關係についての理論を明かにし、之を當面の事態に應用して問題の真相を示し及其對策を講じて見やうと思ふ。

第一段 好景氣の租税排消力と不景氣の租税負擔難

(一) 好景氣の租税排消作用

(A) 排轉一般——一體、租税といふものは或人格者を納税義務者として課するものであり、そして又通例には其義務者又は其よりして轉嫁されたる其他の或人格者を擔税者とすることゝなるものである。然るに此に特殊なる轉嫁として排轉といふものがあり、何人をも負擔者たらしめざることのあるといふことは周知の事實である。そして此の如く特定の箇人たる擔税者なきことは公平課税の見地からしては洵に不當だともいはるゝが、併し經濟上からいふならば、其は甚だ結構

のことであつて(註二)。之が爲め經濟界は別に壓迫さるゝことなきを得るのみか、むしろ間々其發達進捗を促すことさへもある。そして此の如き排轉に色々の場合があつて、一は義務者の租税の刺戟による發憤努力の結果で、つまり租税の加はりたるだけを稼ぎ出すことゝなる場合である。此は固有の排轉である。第二は事實上の排轉といふべき場合で(註三)、經濟界の有利なる大勢が、能く人をして租税負擔を特に感ぜざらしむることゝなる場合である。此に更に二あつて、一は多少永い年月の間の經濟界の自然的發達の結果として、或一定不動税が何時の間にか其負擔を排消する場合であり、其は例之、夫の英國の地租につきていはるゝ場合である。¹⁾ 二は動搖變轉極まりなき經濟界に於て、不景氣となれば忽ち租税の重さを痛切に感ずるが、好景氣となれば忽ち之を感ぜざるに至るが如き場合の租税の排消である。私の茲に特に問題とするのは恰も此最後のものである。

(註一) テアハルレは、之を以て一般經濟上の觀察點より最喜ぶべきものと爲す。²⁾

(註二) アグナーが此詞を用ゐて居る。曰く、排轉と混同してならぬのは此が他種のものである。即ち斯く課税されたる收益(所得等)の一般の實際上の増加の結果に於て、又は收益及所得の貨幣價値に取り標準となる所の産物の或價格騰貴の結果に於て、不動なる税の事實上の排轉である。此に屬するは特に確定的の税額が收益源に課せらるゝときに、法律上又は事實上不動なる收益税、特に地租家屋税營業税に於ける或出來事である。被税權利主體の共力を以て又は之なしに、税源の收益増加土地産物の價格騰貴が、此に被税者にまゐりて、租税負擔の實際上の相對的減少、即ち租税の一部の排轉に導く。³⁾

(B) 好景氣に依る事實上の排轉——經濟界に於ける景氣はご不思議な力を有つものはない。其の

1) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 99.

2) Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 46.

3) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 352.

來るや、多くの物の價は益々上向く。其間、多少の變化があり、一進一退もある、けれども、此場合に大勢は上向く。其につき必ずしも生産費に拘束されない。再生産の可能にして自由競争下にある物の價は生産費を標準として上下するといふことが此場合には或度まで適切ならざることとなる。物がむしろ生産費を超へても高くなり得る。然るに他方、元來交通界に活動する營利人は其負ふ所の租税を出來るだけ、其交通界にて交渉する他人に移さんと欲し又努むるものである(註三)。其が凡べての税についてといふのではない。其の出來ざる性質のものもあるが、其の出來るだけでは、即ち生産費として計算され得るだけにては(註四)、之を行ふこととなるのが通例である。其は一般に轉嫁すべきものとして前提されたる税、例之、消費税にて最著しいが、營業税にても本來は營業者の直接負擔の希望すべきものであるに拘らず、營利人たる營業者は少くとも之を營業上の生産費に計算して、出來るだけ多く之を轉嫁しやうとする。出來るならば彼等の負ふ所の此等の税及其他の税を凡べて生産費と計算して價格を定め、尙ほ其上に出來るだけ大なる餘利を得をやうとする。而して此が今いふ所の好景氣の打續き、物の價の上向きつゝある場合には能く成功するのである(註五)。此場合、見様に依れば轉嫁特に前轉が容易に行はるといふべきだが、併し此によりて右の營業者が負擔を感ぜざることとなるのみでなく、之を移さるべき消費者もが好景氣によりて収入増加を享受しつゝあるに於て格別此が負擔を感じないことが出來

つまり好景氣といふ事情の爲めに簡人的の擔稅者なきの實を生じたのであつて、事實上の排轉が行はれたといふべきである。此場合、若も好景氣が起らなかつたならば、當業者が税を價の中に込めて其負擔を移さんとしても此が出来ず、彼が其目的を達して之を消費者に移すことは出来ても、消費者が苦痛を感ぜざるが如きことは出来ない。故に好景氣の爲めに箇々の負擔者なきを得たといふて良し。尤も社會人の一部には尙多少苦痛を感ずる人の残ることは複雑なる事情にある社會にては已むを得ぬ。故に精確にいへば一部の事實上の排轉といはなくてはならぬが知らぬが、兎も角、いふ所の事實上の排轉が起つたのではある。そして普通には税が上り物の價が高めらるれば随ふて其物の需要を減少することとなる筈だが(註六)、此好景氣の條件の伴ふ場合には、此物の需要に於ける減少なきを得る。全く特殊の場合である。それから關係物の生産に報酬漸増法則の働く場合の如きには、税が課せられたときは本來、税額以上にも其物の價を高くすることのあり得る筈だが(註七)、そして其は價格の騰貴に伴ひ需要の減少することを前提としたものだが此好景氣時には、多少の物價が騰貴したからといふて需要の減少なきことを得、隨て又税額以上にも價を高くしないことを得る。將た又、關係物の需要に屈伸性が強く、普通の奢侈品又は其他の物にても代用品あるものなる場合には通常は先づ税が課せられたときに、供給者から需要者に向つて其れだけを價格の引上によりて移さうとしても出来ない傾きのあるものだが(註八)、此好

景氣の場合には需要者の抵抗が弱いので、價格の引上が容易に行はれる。それから當該關係の物の供給の屈伸性の乏しき場合にも、本來は税の増課だけ物の價の引上となることの難きものだが〔註九〕、此好景氣の場合には矢張り税の爲めの價格の引上が容易に行はれる。詳しくいへば供給に於て競争が盛んに行はれ、供給者の間に協定、共同的態度又は組織の出来ない場合には普通であれば税だけの價格引上の困難な筈だが〔註一〇〕、此好景氣時には此が容易に行はれる。或は外國よりの競争のある場合の如きにも通常は價格引上難だが〔註一一〕、好景氣時には大して其價格引上難を感せぬ。或は固定資本に依ること大にして産物の供給減縮を行ふこと難きものにて〔註一二〕、普通は價格引上を難しとするが、此好景氣時には難しとせぬ、或は供給者の性質が人的又は經濟的に轉業し又は休業して供給を制限することの難きものなる場合にも〔註一三〕、同様普通には價格引上難だが、好景氣には然らずである。又夫の獨占物にして獨占價格の既に得られて居る物に於ける課税の場合の如き、税が加はつたからといふて此上價格を引上ぐることを難しとするのが普通であるが〔註一四〕、そして其事は特に其物の需要に屈伸力が大であり、生産に報酬漸増法則の行はるゝ時に著しいが〔註一五〕、好景氣時には價格引上が容易に行はれることが出来る〔註一六〕。其他税の高きか又は過小なる場合〔註一七〕、税の頻繁に變更さるゝ場合〔註一八〕、消費税に於て消費者に遠ざかつて課せらるゝ場合〔註一九〕には税だけ價格引上の行はるゝことの難き傾ある所であるが、

好景氣時には六つがしくない。累進率の場合には常に價格の上に影響すとはいへぬが、少くとも其引上難となる場合を生ずる(註二〇)。然るに好景氣の時であれば割合に容易に其引上が行はれるそれから消費者需要者に於て此價格引上に苦痛を感せずといふのには多少の例外のあること勿論である。例之、定額収入に衣食する利殖者官公吏等であつて、彼等は好景氣の爲めに一方物の價は引上げられても、其収入の一向に増加せぬ爲めに困らなくてはならぬ(註二一)。けれども多數の者、即ち營業者は勿論、勞働者は好景氣により相當に収入を増加し利益の増加するので容易に税の原因に出づる價格引上に堪へ得る。特に勞働者にとりては勞働の需要が増加して自ら勞賃騰貴の勢を作るのみならず(註二二)、勞賃騰貴の爲めの努力をも行ふことゝならしめ、其が又好景氣時には成功するのである(註二三)。斯くて彼等は高くなつた物を格別の苦痛なくして購入し得る。殆んど此裏面に潜む税の存在を感じないのである。故に好景氣が事實上の排轉を生じたことになる。好景氣が價格を産出し、又租税を擔ふといふを得る。或は此場合好景氣のみが來りて、税が無かつたならば、税のある爲めに營業者をして失はしむべき分を營業者に收めしめ、即ち營業者は此税の爲めに、税なければ收むべきものを失ふことによりて、矢張り彼は税を負ふのだともいへる。けれども税が無かつたならば營業者が價格を要求するにつき、あれほど迄にも高くは要求しなかつたであらうといふこともある。即ち税あるに依り之を口實として、税なかりしならば要求した

よりは多くを要求したといふことがある。因より税の有無に拘らず、好景氣の爲めの故に高き價を生ずるといふこともある。で税の負擔が一部營業者の受くべかりし利益を受けしめざるの不利又は打撃を營業者に與ふることゝはなるが、兎も角、其受くべかりし利益は畢竟、景氣といふ營業者の力以外の原因によりて生ずるもので、營業者の當然に收得すべきものとはいへないものだから、其一部を彼の失ふといふことは、彼に於て別段の苦痛とはいふべきものでない。尙其利益の他部の彼に止まるだけにて、むしろ不當の利得を收めつゝあるといふべきである。又消費者としても、税なく隨ふて其の爲めの價格騰貴なくして、収入のみ増したら、一層好都合であり、税によりて其利益を殺がれたやうでもあるが、其収入の増加は畢竟、價格騰貴の刺戟によるものであり、税の加はつた爲めに生じたものでもあるから、其収入の増加により負擔するを當然とするのみでなく、恐らく好景氣時には此税の爲めにする價格引上あるが爲めの故に、其生活が前よりも低下することはなく、むしろ其にも拘らず生活の向上さへも生じ得やうから、税は斯かる場合に彼等の苦痛とはならぬであらう。

(註三) フォツケは、利己心がむしろ他人をして國費を擔はしめて自らは之を逃れんとし、又は此が可能でない處には之を他人に移さうとする。此推移に於て轉嫁が成立すると説き、フアイフアーは、各税は其課せられたる者に於て、税額を出来るならば他人によりて補償せしめやうとの願を喚起すと爲し、エーペルヒは、各人は他人に税を移すべき可能をもつときには、之を爲さんとするものだといふて居る。

(註四) (1) 一般税につき——或學者は凡べて税が生産費になると説く。例之、スタインは、税は單に純所得又は餘剰の一部を取るのみでなく、併乍ら此が生産の各の種類の爲めに、全體の給付の支拂として、納税者の生産費の一部を形成することに、隨つて生産者の拂ふ所の税が轉嫁する否とを問はず、此者の生産費の他部のものと同一法則に従ふことは人が認むる所だといふ。⁵⁾併し之に對し、セリグマンは、凡べての税が生産費の一部だといふ假定は不當である。何となれば或税が人、財産又は所得に課せられて、生産者消費者の其上の關係なきことがあるから。處で剩餘の上の税は決して轉嫁せらるゝことは出來ぬ。何となれば餘剰は生産費の一部でなくて生産過程の結果であるから、例之、相續、贈物、投機利得等の税は轉嫁せらるゝを得ぬ。凡て其他の税は理論上轉嫁せらるゝことに傾く何となれば凡べて其他の税は生産費の一部を形成することに傾くからといふ。⁶⁾

(2) 消費税につき——ホックは、京樂方便の上の税は、其課せられたる生産者にさりては生産費の一部であるといひ、ブアイフアイも、肉商は其要求すべき肉の價の計算に於て其支出したる入市税を全く單に生産費として計すといふ。⁷⁾

(3) 營業税につき——フイスタンアは、營業者は全く彼等より拂ふべき營業税を營業費として取扱ひ、之を買手に轉嫁せんとするであらうといひ、ブアイフアイも、營業税にては、營業者は常に彼より拂はれたる税を生産費とすることに傾くと爲す。⁸⁾

(4) 營業税及消費税につき——ポトリニーは、製造家又は商人の上に課せらるゝ税は先づ其一般の費用を増加することに依りて其たけ彼等の利益を減ずることとなるであらうといひ、ラグナーは、第二種の税、特に、収益税、生産經營に附帶したる内國消費税、關税、入市税、交通税(營業者の拂ふ)は通例既經濟的に考へ且つ計算する所の各納税義務者によりて其營業費又は其減却の後に初めて終局に残るべき所得又は財産の取得の負擔なる所の生産費に計算せらるゝといふ。⁹⁾

(註五) (1) 一般税につき——ベラフェルデスは、轉嫁が價格の變化するときのみ生じ得る。有利な市場關係に於て轉嫁が可能なるべしと説いて居る。エーベルヒが、假令變動する場合とはいへ(農業者及び部分の企業者は價格の引上によりて轉嫁努力を實現するを得と爲し、フイスタンガが、義務者が彼に一定の税の形にて課せられたる負擔を事實上或方法にて他人に移すことを企て且つ之を爲し得るやば、多少偶然の事情に係るといふのは、何れも景氣よりは廣い場合を意味するが、景氣をも

5) Stein, Fw. 5. Aufl. II-I. S. 553-4.

6) Seligman, Shifting and incidence of taxation. 2 ed. p. 310. 312.

7) Hock, a. a. O. S. 105. Pfeiffer, a. a. O. S. 78.

8) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 20. Pfeiffer, a. a. O. S. 93.

9) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 771. Wagner, a. a. O. S. 362.

含んでは居る。¹⁰⁾

(2) 特に間接税につき——コンラードは、此間接税では影響はむしろ全く景氣に係るを爲し、シエフレーは、間接税が好景氣の時に課せらるれば課せらるゝほど、又此時に高めらるれば高めらるゝほど、愈々多く消費税の轉嫁が規則正しく行はるゝであらうといふ。¹¹⁾

(3) 家屋税につき——ワグナーは、其の家賃上の前轉は人口運動、建築業及住居景氣の或條件の下に行はるゝであらうといふて居る。¹²⁾

(4) 營業者の所得税につき——テアハルレは、事實上は營業者の大部分は計算上、前年に拂つた所得税を勘定に入れることが全く自然的である。人は此税を本来の利得の傍に算入し、利得其ものよりしては税を拂ふまいと試むるであらう。此が違するやは一の問題であつて、其答は特に景氣にかゝるといふて居る。¹³⁾

(註六) プアアフアーが、税より生ぜらるゝ價格騰貴は常に販路を減少しなくてはならぬといふのは極端だが、其傾ありとはいひ得る。¹⁴⁾

(註七) ダルトンは、商品の上の税が税額よりも多く其價格を高めることを得るのは、報酬漸増の條件の下に生産せらるゝ商品のである。即ち生産額が増加するときに單位當りの生産費が減少するが如き條件の下にある。此場合には常に騰貴する價格が減退する需要を意味するのみでなく、減少したる供給が増加したる生産費(税に直接貢ふ所の増加を別として)、隨ふて騰貴したる價格を意味するといふて居る。¹⁵⁾

(註八) (1) 抽象的に需要の屈伸力より説くもの——プアアは、需要が屈伸力あればあるほど轉嫁愈々困難であるを爲し、ダルトンも、他の事情同一と假定して租税物體の需要が一層屈伸力あればあるほど租税負擔の歸若は一層多く當手にあるべし(必要品上の税は奢侈品の上の税よりも一層大なる度にて其價格を上ぼすであらう)といひ、ロツシアアも、税の結果として減少したる需要に依り、課税されたる物品の價格を壓迫することが買手に成功するときに後轉が生ずるを得るといひ、ダルトンツェルも、當該品の需要の屈伸力が大なりや否やによりて頗る不平等な強さにて税が消費を制限し隨ふて負擔せしむべしと

10) Bela Földes, Fw. S. 310. Eheberg, a. a. O. S. 216. Fuisting, a. a. O. S. 19-20.
11) Conrad, Fw. 9. Aufl. S. 22. Schäffle, Steu. A. T. S. 317-8.
12) Wagner, a. a. O. S. 365.
13) Terhalle, a. a. O. S. 50.
14) Pfeiffer, a. a. O. S. 94.
15) Dalton, Public finance. p. 64.

いひ、ブレーンは若も需要が頗る強きものであれば、消費者が其税及其以上なも擔ふであらうし、若し需要に屈伸力のあるときには生産者又は賣却者が之を擔ふこととなるであらうといふ。尙ほニッチも、轉嫁につき需要の屈伸力に注意せざるべからずと爲し、パリュエーも、税を移さるゝ人が其機會に税の影響を受くる享樂を制限し得るべきには、彼は初めの義務者又は他の人への之を移すことにより、税の轉嫁の結果を一部中和すべしといふ。¹⁶⁾

(2) 必要品奢侈品につき區別して説くもの——ホルグトは、其他同一事情の下に、不要品では轉嫁を受くる者に於ける抵抗が必需品に於けるよりも一層輕易だと爲し、エーベルヒも、不要品に於ける税は生産者に止まることとなるであらうといひペラフェルデスも、不要品では轉嫁が必需品に於けるよりも一層困難で、代用され得るものでは然らざるものよりも一層困難だと爲し、ヘツケルも、必要なる民衆消費物には前轉が行はれ易く、不要及奢侈品には税が容易に納税者に固着し又は此者に逆轉せらるると爲し、ホックも必要なる生活必需品税は通例、租税義務者の産物及勤務の價格にて他人に轉嫁せらるると爲し、ホブソンも、絶對必要といはるゝを得る物の場合にのみ、税が價格の十分相當なる上騰によりて表はされなくてはならぬ。此にても代用品に向ふこと及節約によりて一箇三片の税の中、消費者が二片だけを擔ひ、他片を粉屋、農夫に歸し、且つ恐らくは終局には運賃又は小麥土地の地代に歸すべしといひ、プアイプアーも、生活の絶對必需品税では、賣手又は生産者は常に消費者に全き税を轉嫁するであらう。何となれば消費者が當該物體の需要を制限することによりて税を逃るべき可能を有せぬから。——必需品については、生産者及商人にとりて營業税の轉嫁が容易である。併し彼等より生産され又は賣却される産物が單に生活の愉快又は虛榮に屬することが大なれば大なるほど、其者の若しき騰貴によつて、其販路を著しく狭むることの危険が愈々大いといひ、直ちにバステール及セリグマンは一層精密に品物を分拆して説明す。即ちバステールは、必需品の上の税、又は消費者の全支出の頗る小なる部分を形成する物の上の税は、需要が不屈伸だから、物品が中間の種類に屬する場合、即ち其物の需要が價格の上下により急速に増減すべきものに於けるよりも、一層多く消費者に轉嫁することが可能だといひ、セリグマンは、不變的需要(消費者が如何なる代價にても拂はんとする場合)を有つた商品の價格は恰かも税額だけ上るであらう。此の如きは絶對必需品と、高價の奢侈品とに少くとも或度まで起る。小なる奢侈及凡べ

16) Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkt in der Besteuerung, S. 127. Dalton, l. c. p. 52. 53. Roscher, Fw. 5. Aufl. I. S. 197. Gruntzel, Fw. S. 37. Plehn, Public finance, 4 ed. p. 327. Nitti, Principes de science des finances, p. 393. Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 69.

ての愉快の品物の場合の如く、需要に屈伸力あるときには、税は消費者と生産者との間に分配せられ分配の割合は主として需要の屈伸力に係ると爲す。¹⁷⁾

(註九) プアウは、供給に屈伸力あればあるほど轉嫁が愈々容易であるを爲し、セリグマンは、普通の場合には供給が屈伸力をもつと爲し、ゲルトンは他の事情同一として、租税物體の供給が一層多く屈伸力を有せばもつほど、租税の負擔歸着が一層多く買手の上にあるであらうといひ、更らに、ブレーションは價格が高められ得るの前に、先づ以て實際に供給を感じなくてはならぬ。税が之を爲すときには轉嫁せられ、然らざるときは轉嫁せらるゝ能はずといひ、パリーニは、税は其物體が制限に適しないときには少くとも直接には之を支拂ふ者の負擔に止まる。併し此物體が制限し得るものなるときには、全部又は一部他人に移さるゝ。そして税の轉嫁は此制限の根柢に基づくを爲し、プアイプアームも、轉嫁が直接には價格上騰によりて達せられ、此が殆んど常に唯だ、生産に於ける制限によつてのみ可能であるを爲し、ワグナーも、考察に来る供給につき、納税者又は第一の擔税者が制限を行ひ得、又は行はんとするときに、及其度に於て及みだけ容易に納税者又は第一擔税者によりて前轉せらるゝを爲し、ロビンソンは、或税が或必要なる經濟的勤務又は商品の供給を減少すべく尙かす處には此が生産者から轉嫁せらるゝを例と爲すといひ、ラウは、或税を課せらるゝ凡べての賣手が、供給の制限によりて税を移すことを同強きにて感ずる處には、買手への轉嫁が最容易に行はると爲し、ロツシアアームは、課税生産物の買手への税の前轉は唯だ生産者が他の負擔少き生産科へ避くることが可能なる場合にのみ生ずると爲す。¹⁸⁾

(註一〇) (1) 競争の自由又は旺盛の方より説くもの——ベラフェルテスは、競争により増加し得べきものでは他のものよりも轉嫁困難だとし、ワグナーは、前轉は營業に於て營業自由が存するや又は制限せられたる營業權が存するや、如何に存するやに係るとし、ヘツケルも、生産又は經營の獨占が前轉を容易と爲す。生産者を其自由運動に於て妨ぐる營業權の凡べての制限が前轉を進捗すと爲し、フォツケも、税を自ら引受けて其價格を高めず且つ販路の増加によりて利得を平準し加之、之により一層利益を得んとすることにより營業仲間との競争に打勝つべき機會を利用する製造家及大商人があつて、其他の營業者は多少此に倣はなくてはならぬこととなり、そして轉嫁は現はれずと爲す。¹⁹⁾

- 17) Borgh, Fw. 5. Aufl. II. S. 36. Eneberg, a. a. O. S. 216. Bela Földes, a. a. O. S. 314. Heckel, Lehrbuch, I. S. 175. 176. Hock, a. a. O. S. 94. Hobson, Taxation in the new state, p. 53-4. Pfeiffer, a. a. O. S. 86. 93-4. Bastable, Public finance. 3ed p. 373-4. Seligman, l. c. p. 189. 191, 218.
- 18) Pfau, a. a. O. S. 127. Seligman, l. c. p. 192. Dalton, l. c. p. 52. Plehn, l. c. p. 322. Paricu, l. c. p. 68. Pfeiffer, a. a. O. S. 95. Wagner, a. a. O. S. 352. Robinson, Public finance. p. 90. Rau, Fw. 5. Aufl. I. S. 413. Roscher, a. a. O. S. 197.

(2) 同業者の一致的態度より説くもの——パステールは、逸例、生産者は消費者よりも一層小數で且つ一層長く團結した階級で、随て前轉に都合良き機會をもつと爲し、ラウは、税は初めに課せられた者の多數を同一態度に刺戟し、随て交通物體の需要供給に於ける變化を生ずるときにのみ轉嫁さるゝを得ると爲し、ブアイフアは、或税は、人の或階級に屬する全體のものが類似の方法にて此税に關係し、且つ同一行動に迫はるゝときにのみ轉嫁せられ得ることは明かださいひ、ワグナーは、前轉は生産者間に生産及供給の調整につき共同の同種行動を採る各箇の經營に於る、頗る異りたる困難又は容易にかゝるを爲し、ヘツケルは、前轉は共同行動により價格成形に影響することが生産者に遠るときに主として進めらるゝを得る。價格協定、カルテルトフストは、だから、前轉を支持する特に有效なる方便であるといふ。²⁰⁾

(註一) ボーリーニは、人が商工業に特別税を課するときに、商工業者が之を消費者に移すにつき若干の困難を感ずるであらう。何となれば外國産物が之と競争に入り來り得るからといふて居る。²¹⁾

(註二) プアウは、資本の可動が大なれば大なるほど供給の屈伸力、随て轉嫁の機會が一層大と爲し、ニツチも資本が可動なれば可動なるほど此が税を一層多く逃るゝことに傾くといひ、ワグナーも、特に流動資本にて生産する企業が前轉に有利で、特に固定資本にて生産する企業は不利なる地位にありと爲し、パステールも、完全なる可動の存するときは、税が生産者より消費者に轉嫁せらるゝであらうといひ、ヘツケルも、供給制限により需要が租税の負擔を甘受しなくてはならぬやうな方法にて納税者が前轉を行ふを得る。故に主として流動資本を以て生産する經濟經營は此の如き行動には特に適當して居る。併し其企業が特に一層大なる固定資本に置かるゝときには然らずと爲し、ダルトンも、多發なる設備及一層多く固定資本の方便によりて生産せらるゝ商品の場合には、供給の屈伸力が、彼等に税が課せられたる後長い時の間小さいもので止まると爲し、グレンツェルは、轉嫁は、或企業に働く所の資本の組合せ、特に固定資本と運轉資本との關係にも因る。何となれば固定資本は退却することが困難で、随て往々にして税の新採用に於て、此が一般の利廻に相當するよりも小な収益で甘んじなくてはならぬからといひ、セリグマンも、資本が固く定着する處にては、之が移轉により利得するよりはより多く失ふであらう。——或産業に於ける資本に税が課せらるゝときに、可動の程度が小なれば小なるほど、轉嫁の見込は小で、過程は

19) Bela Földes, a. a. O. S. 314 Wagner, a. a. O. S. 355. Heckel, a. a. O. S. 175. Vocke, a. a. O. S. O. S. 207.
 20) Bastable, l. c. p. 376. Rau, a. a. O. S. 412. Pfeiffer, a. a. O. S. 85, Wagner, a. a. O. S. 353-4. Heckel et al., a. a. O. S. 175.
 21) Beaulieu, l. c. p. 772.

遅緩であらうといふて居る。⁽²²⁾

(註一三) ググナーは、關係者の一般教育程度並に特別の職業又は専門及勞働能力が考察に来る。人的經濟的地位、當該取得(所得、資金)を長く缺き得るや、短くしか缺き得ぬか、全く缺き能はざるかの能力が此に共力する。小民、小營業者は此關係に於ても競争上不利であるを爲し、カイツルも、之につき他の營業を促すことを困難を爲し又は不能とする一方的の専門教育、過度時代中、營利なきことを可能とする或當の缺乏、一層大なる危險を引受くることを許さざる多數の家族員を擧げて居る。⁽²³⁾

(註一四) ニツナは、獨占工業を課する税は通例、何等轉嫁の可能を示さない。實際獨占者は其價格を其上高むるを得ぬ。何ぞとなれば彼は有利な經濟事情の爲めに之を爲し得たときには、彼は既に之を爲したであらうからといひ、バステープルも、生産者の利益が全く獨占の性質をもつだけでは、税が特に生産者に歸すべきことが認めらるゝであらうといひ、プアイプアも、獨占利得を得た營業では、企業者は價格を既に出來るだけの最高價の點に賣いた。此が競争により隨つて生産費によりて定められない。併し彼は買手自身の置く限界よりは他の限界を知らなかつた。其の上騰費は隨つて最早彼の任意に存しない。隨つて税が彼に止まらなくてはならぬといひ、セリグマンは、獨占者は最大收益を擧ぐる點に價值を定める。彼は此最大の獨占收入を生ずる如き額に生産を制限するであらう。そして又物が獨占さるゝときには、價值が或限界產物によりて定められない。隨つて税は限界產物の増加する費用(報酬漸減)の場合の如くには、容易に轉嫁せられないであらうといふ。⁽²⁴⁾

(註一五) バステープルは、獨占の場合には、價格の僅少な騰貴が著しく消費を減ずるときは別言すれば需要が屈伸力あるものなるときは獨占者は非屈伸的需妥の場合よりも一層多く苦しむこととなる。若又報酬漸減の行はるゝときは税は一部、減少せられたる供給の限界部の一層安い生産によつて補償せられるが、報酬漸増の條件は税をして一層壓迫的のものたらしめる。何となれば費用が供給の減少と共に増加するからといひ、セリグマンも、商品が減少する費用(報酬漸増)にて供給さるゝときには、競争の存する場合は、不動なる又は増加する費用の法則に従ふ産業の場合に於けるよりも一層多く消費者が苦しむことなる傾があるといふ。⁽²⁵⁾

22) Pfau, a. a. O. S. 127. Nitt, l. c. p. 393. Wagner, a. a. O. S. 353. Bastable, l. c. p. 373. 376. Heckel, a. a. O. S. 175. Dalton, l. c. p. 54. Gruntzel, a. a. O. S. 36. Seligman, l. c. p. 186-188. 218.
23) Wagner, a. a. O. S. 354. Kaizl, Fw. II. S. 243.
24) Nitti, l. c. p. 392. Bastable, l. c. p. 373. 374. Pfaiffer, a. a. O. S. 84. Seligman, l. c. p. 186. 218.
25) Bastable, l. c. p. 376. Seligman, l. c. p. 219.

(註一六) ロツツは、獨占者に有利なる景氣が租税の技術により強く影響せられ、隨ふて負擔の轉嫁の可能をも容易させられ得る。こが特に重要であるといふて居る。²⁶⁾

(註一七) (1) 税の高き場合の轉嫁難につき——シエフレは税率が適度なれば適度なるほど、消費税の轉嫁が愈々多く規則正しく行はるであらうといひ、ブアイフアーも税額が小なれば小なるほど、一層急速に、通例、平準が生ぜらるゝと爲し、ホーリーは、商工業者は消費者に負擔を移す手段を見出すべしといふ考の下に、商工業に過大なる税を課することは、特定の人々(商工業者を指す)を、實際の苦痛を以て壓迫することであるといふ。²⁷⁾

(2) 税の過小な場合の轉嫁につき——バステールは、租税の小なる附加額は容易に轉嫁せられぬと爲し、フォツケも、轉嫁が可能なるべきときには、特に轉嫁者の過剩負擔が、彼が之を其商品の價格中に感ずべく爲し得るほど大でなくてはならぬといひ、セリグマンも、税が小なれば小なるほど需要供給の平準を案すことが少かるべく、轉嫁を生じ又は妨ぐべき正常の行動が輕かるべしといふ。²⁸⁾

(註一八) シエフレは、租税變更が稀なれば稀なるほど、消費税の轉嫁が愈々多く規則正しく行はるべしといふ。²⁹⁾

(註一九) シエフレは、消費税は徵收の段階が消費者に近ければ近いほど平均して一層精密に、一層一般に且つ一層確實に消費者にまでの實際の前轉が達せらるゝ。——そして消費税が消費者から遠かつて課せらるれば課せらるゝほど轉嫁を不利とする景氣に及びて擾亂の餘地が愈々大となるといふて居る。³⁰⁾

(註二〇) セリグマンは、普通の事情の下に限界産物に達する比例税は、此限界産物の費用を増加することによりて、價格を増加することに傾く、比例税が費用の上に決定的影響を生ずるのに、累進税は一層小なる影響を行ふであらう。——税が比例の代りに差等的なるときに、轉嫁への傾向は、累進又は累減の率次第で、或は強められ、或は弱めらるゝであらうといふて居る。³¹⁾

(註二一) ブアイフアーは、定額の奉給を受くる役人及其利子により生活する利殖者は、彼等に急激に二割以上だけ肉及絶絶を高く買はなくてはならぬことに對し、他人に賠償せしむるの可能をもたぬと爲し、ガルンツェルも、國家吏員は、唯だ困難に

26) Lotz, Fw. S. 222.

27) Schäffle, a. a. O. S. 317-8. Pfeiffer, a. a. O. S. 95. Beaulieu, l. c. p. 773.

28) Bastable, l. c. p. 376. Vocke, a. a. O. S. 207. Seligman, l. c. p. 219.

29) Schäffle, a. a. O. S. 317.

30) Schäffle, a. a. O. S. 317.

31) Seligman, l. c. p. 217 219.

且つ通例漸く永き争の後に轉嫁することを得る。年金收得者は多くは全く轉嫁するを得ぬと爲し、ラウは、其所得の確定した所の租稅義務者には、稅を他人に轉嫁することは全く不可能である、例之、國家、地方團體、寺院の役人、國債權者の如し。此事は契約期間中、小作に附し又は賃貸したる物體の所有者にも當ると爲し、エーベルヒも、一部の人民は轉嫁努力を實現することは出来ない。例之、確的に任命せられた公吏、確定利子附債權の債權者、強制方法によりて其處理の自由の制限せられた企業者及地主は然りと爲し、メラフェルテスは其所得が全く又は暫らく確定さるゝ爲めに稅を轉嫁することの出来ない經濟團體がある。一定収入から生活する者は租稅を轉嫁することが出来る。契約により多少永い時の間、其所得の確定する者、土地の小作よりの所得、家屋の賃貸、資本貸付よりの所得も轉嫁することが出来る。法律上確定された價格、料金に於ける稅も轉嫁されない。此に有らゆる種類の年金者、終身年金者等が屬する。賃金も亦た此が一定の時の間確定されたときは此性質を取るといひ、テアハレルは、一定の限定された所得の持主には、租稅の轉嫁を行ふことは、假令全く不能ではなくとも、頗る困難であるといふて居る。³²⁾

(註三)ブアイフアーは、好景氣時には賃金上騰が一層容易に現はると爲し、シエフレーも、賃労働者の中等の民衆にとりては、轉嫁は唯だ急速に上ほる所の賃金景氣にてのみ容易に達せらるゝと爲し、テアハレルも、労働者よりしての轉嫁の爲めに決定的なのは、營業費及賃借利子が労働所得に對立するやでなくして、労働力に對する需要が切なりや否やの事情であるとして爲す。³³⁾

(註三)ツグナーは、課稅せられたる労働者が課稅に對し租稅の前轉を許す所の同種行動を取るを得るのは稀だといふたが、むしろエーベルヒの、生活維持の減縮の心配が轉嫁への努力に導くといひ、更らに組織ある労働者が賃金引上によつて轉嫁努力を實現するを得るといふが當る。尙ほテアハレルは、借家人が高くなつた家賃の爲めに俸給及賃金の引上の要求を申出し且つ其遂行し得るやは景氣にかゝるといふて居る。³⁴⁾

(C) 右事實上の排轉の影響——右事實上の排轉の結果は、納稅隨ふて收稅上の好成績を生ずる。

時論 不景氣と租稅

32) Pfeiffer, a. a. O. S. 80. Gruntzel, a. n. O. S. 36. Rau, a. a. O. S. 414. Eheberg, a. a. O. S. 215-6. B. la Föleds, a. a. O. S. 312-3. Terhalle, a. a. O. S. 56.
 33) Pfeiffer, a. a. O. S. 86. Schäffle, a. a. O. S. 325. Terhalle, a. a. O. S. 50-1.
 34) Wagner, a. a. O. S. 354. Eheberg, a. a. O. S. 215. 216. Terhalle, a. a. O. S. 57.

納税に關する官民の紛争を少くし、人々が安心して納税することゝなる。そして國家及地方團體も其より得たる收入にて十分に其仕事を行ふことが出来る。隨ふては又、社會の經濟的精神的文
化を進め、好景氣を助成して右の排轉を一層進捗せしむることゝもなる。

(二) 不景氣に於ける反動的苦痛——此の如く好景氣の時には、租税が樂々と擔はるゝことになるが、併し好景氣は永續を許さず、反動として不景氣とならざるを得ざる所であり、そして其不景氣時代には先づ租税につき一層の苦痛を營業者に負はしむることゝもなる。即ち此場合には價格が大體益々下り、仕入價格、生産費を割ることゝなり、少くとも元が償へぬといふことになる。此場合營業者が租税を其生産費に加へて轉嫁しやうとしても、全部は六づかしい。少くとも其一部しか出來ず、税の全部又は一部を營業者自ら擔ふの外なくなる(註三四)。其は獨り營業税の如き直接税のみでなく、消費税の如く轉嫁を前提とするものでも矢張り少くとも一部、時として一大部營業者の直接負擔を生ずることゝなり得る(註三五)。此時に當り營業税などでは此が若し營業の收益又は純益に應じて課せらるゝことゝなるならば、斯かる後轉を生ぜずして濟むことゝもなり得るが、我國法の如く主として賣上金高や建物賃賃價格や資本金額や從業者數やの如きものに據るに於いて不景氣の場合、多少の損失を被むり又は利益の普通利潤以下のときにも可なりの税を負ふといふことゝなり、此後轉を見ることゝなる。尤も最近の改正(大正十二年)にて其年の營業利

益が其年分の營業稅額に達せざる場合には、營業者の請求により其不足額に相當する稅を免除するゝことゝなつたけれども、此條項に當らざる薄利の場合には矢張り稅を負ふの外ない。又此條項からいへば稅は利益中から拂はれ、利益なき場合には之を拂はずして可なるが如くであるが、事實としては此が適用には面倒が伴ひ、隨ふて眞實には損失した場合にも稅を負ふの外なきことゝなることが屢々起る、營業者としては或は此營業稅では營業損失の場合に稅を出さずして可としても、其他の稅、例之、消費稅などでは矢張り其にも拘らず納稅しなければならぬ。而かも之を他人に移さうとしても、物の賣行惡しく、帶貨の續出する場合に價格を下げて賣るより外なく、つまり損をしつゝ租稅を出すことならざるを得ぬ。其物が幸にして必需品だとか代用品なきものだとか其使用が國民の慣習に深く喰入つたものだからいへば、此場合の營業者の苦痛が輕くて濟むが、反對に其需要に屈伸力の大なものにありては營業者は消費者に轉嫁し得ずして困らなくてはならぬ。供給の制限し難き物、獨占物などにも困ることになる。或は或特殊な物で國民の使用を容易に去らざるが如きものには營業者から稅が轉嫁せられ得るけれども、而かも此際消費者特に勞動者の收入減少を伴ふに於て、彼等が右特殊の物以外の消費を大に節することゝなつて、隨ふて他の營業者、特に奢侈品營業者を大に苦しむることゝならざるを得ぬ(註二六)。そして營業者が右の如くにして轉嫁し得ずして苦しみ又は或營業者は轉嫁することが出來ても他種營業者が

其影響を受けて苦しむに於て。彼等が已むなく其前者たる材料勞務資本の供給者に向つて其價格の引下を迫ることとなつて、此れ等の立場に居る農商工業者勞働者資本家を苦しむることとなる(註二七)。又此負擔が消費者特に勞働者に轉嫁さるゝだけは、彼等が此不景氣の際に大に苦まなくてはならぬ。彼等は當時其收入が減少し或は仕事を失ひつつもある。此不景氣の際に勞働者が企業者に對して抗爭もし(註二八)或度まで目的を達するでもあらうが、勞働者自らの元來の不利なる地位の爲めに到底十分には目的を達するを得ぬ(註二九)。唯だ下級勞働者だけは結局何としても生活維持の資料だけは賃金として得なくてはならず、税の轉嫁に堪え得るだけの賃金を得ることが出來やうが、其にしても一時は生活維持難の地位に持來たされることもなり得るし、其を引戻す爲めには多少永き時の間苦しまなくてはならぬ(註三〇)。況や稍上級にありて餘裕ある收入をもつ勞働者にては不景氣などに遇へば必然收入が引下げられて其引戻さるることは困難であり(註三一)此際時としては轉嫁されたる税の爲めに二重に苦しまなくてはならぬ。特に此場合、不景氣の爲め勞働の需要が減する傾あるばかりでなく、他方には勞働者が生活難の爲めに一層多くの收入を得やうとして仕事を求むることが多くなり、此迄遊んで居た者までが働くこととなつて、つまり勞働の供給を増加して、勞働者を壓迫するといふことも加はり得る。或は勞働者が此不景氣時に拘らず賃金を低下せしめず又は引上くることさへ出來たとしたならば、其れだけ生産者企業者の

生産費を大とし又は縮少する能はざらしめて、物の價格の低下を妨げて消費者としての勞働者を苦しむることともなる(註三三)。何れにせよ營業者が税を物の價の中に移しただけにては、不景氣時に大體收入の減じた所の勞働者としては非常に苦痛を感じなければならぬ。或は勞働者消費者が物の價の中に籠つた税を自覺せぬかも知らぬが、少くとも税と不可分となる物の價につきて苦情をいふことはなる。此場合には、租税の負擔は確かに消費者又は營業者に歸屬することとなり、特に營業者の如きは間々立法者の假定以上の重き苦しみを負はさることとなる。利に敏なる營業者が此際に最多く租税について苦情をいふのも無理でない。斯くて納税紛争は頻出し、人心は安定を缺くこととならざるを得ない。

(註三四) グレンツェルは、不利なる營業氣が轉嫁を暫らく妨ぐるを得といふて居る。³⁵⁾

(註三五) ホツゲは、市場の動搖によりて需要が供給の遙かに後に止まり、價格が課税前よりも下がるときは、期待された轉嫁は一時中止すといふて居り、コンラッドは、新課の麥酒税が一般生産過剩の時機に、醸造家を頗る深く困難せしむるであらう。唯た確なる販路をもつ優良給付の企業のみが、其價格を税に多少相當して高めるを得るであらう。既に此迄唯漸く必要なる販路を得た所の其他の企業は價格の引上を實行することが出来ぬであらうといふて居る。³⁶⁾

(註三六) アイフアイは、各個人は課税の後に、課税物體を前と同だけ消費すべく、むしろ他方に於て節約するであらう。例之、火酒を飲む者は、恐らく頗る高き火酒税に拘らず一杯をも其消費を減せずして、他の物に於ける消費制限を行ふであらうといひバステールも、増加されたる出發が課税品に献げられたときに、他の物の購入に充てらるべきものがより少くしか残らぬ。是に於てか、其に於ける購入の減少が其産業(企業者)が其より退却することが經濟上便利でない所に於ける物の價格を低下することとなる。隨ふて生産者の別の塊へ租税の間接の歸着を分散することとなるであらうといふて居る。³⁷⁾

35) Gruntzel, a. a. O. S. 36.

36) Hock, a. a. O. S. 93. Conrad, a. a. O. S. 22-3.

37) Pfeiffer, a. a. O. S. 88. Bastable, l. c. p. 374.

(註二七) ホックは、課税された物の生産者には税の轉嫁の爲めに、此税を其生産物の原料及助成品の賣手に又は其徒弟及労働者に、彼等に此迄拂つた價格及賃金の減少によつて轉嫁すべき試があるを爲し、ロツツ及グルンツェルは、獨逸の百貨店税の採用後、其が供給製造家へ轉嫁された例を擧げて居る。³⁸⁾

(註二八) ロビンソンは、賃金率の切下が労働組合活動による労働の組織的退却に導くことあるべきを注意す。³⁹⁾

(註二九) ロビンソンは、労働者の地位は、彼等が従事すべき他の途を有たぬ爲めに、市場の改良されるまで、労働供給を一時調整することの出来ないといふ事實によつて弱めらるゝを爲し、バスタープルも、労働の供給を調節することの大困難が此に課せられた税の轉嫁が遅く且つ不確な過程でなくてはならぬといふことを信すべき理由であるを爲す。⁴⁰⁾

(註三〇) (一) 下級労働者の税を轉嫁し得ることについては、ラッハは、賃労働者は其所得の割合に餘り大で、其必要なる生活維持を狭めんとする税の爲めに、高められたる賃金によつて賠償されなくてはならぬといひ、バスタープルも、賃金の上の税及労働者の必要品の上の税が常に資本家に移さるゝと見做すといふ命題は、賃金が最低で、且つ之に於ける何れの變化もが直ちに入口に影響し且つ相應して影響することの假定の上のみ眞理であるを爲す。⁴¹⁾

(2) 労働者の行ふ轉嫁にも困難を伴ふことについては、ホーリニーは、労働者が給料の増加によりて税に於ける賠償を見出すべしといふ口實の下に、一般的消費物體の上の税を課することは、特定の人々を實際の苦痛を以て壓迫することであり、且つ又遅く來り及決して完全ならざるべき緩和又は賠償の上に彼等の爲めに期待することに外ならぬを爲し、パリーも、必要の絶対限界が食料品税の制定前に、労働者の給料にて嚴格に達せられたときに、税の結果が給料を拂ふ所の資本家の上に直ちに移さるべきことが確だ。併し給料の騰貴となるまでの間の關係は非常に不規則且つ不完全なものとして現はるを爲し、シエフレも、唯だ最低の最普通なる賃労働にせりては、終には租税平準が現はなくてはならぬ。彼等にせり及彼等にせりてのみ、租税債務は必要なる生活維持費の一元素として終局行はるゝであらう。併し此平準は多くは永くかゝり且つ常に非常に痛ましき出來事であるを爲し、ブアイフラーは、労働者が税の爲めに其繁殖を妨げられ、又は其死亡率を増加し、又は往移民が大に増加するが如き制限に餘儀なくさるゝさまに、暫らく後に労働人口の減少によつて労働資本兩要素の關係

38) Hock, a. a. O. S. 96-7. Lotz, a. a. O. S. 221. Gruntzel, a. a. O. S. 34.

39) Robinson, l. c. p. 86.

40) Robinson, l. c. p. 86. Bastable, l. c. p. 336.

41) Rau, a. a. O. S. 415. Bastable, l. c. p. 367.

に於ける變化を齎らすこととなる。即ち存在する資本に對する割合に於て、仕事を求むる少數の労働者が存在することとなる。此が必然の結果は賃金の上ることであり、然る後初めて資本家が自らの上に税を引受くることとなる。若干の實際の轉嫁は、だからして、労働者にさりては最困難なる事情にてのみ可能だといふて居る。⁴²⁾

(註三) アイフアーは、其低下が直ちに困難、疾病及特に大なる死亡率を彼等の間に生ずることなしには可能でないほど労働賃金が小さいものでない場合には、労働者は生活必需品の上の税を自ら擔ふこととなり、此が爲めには不要なる享樂に於て制限されることとなるであらう。そして労働者即ち一定賃金(俸給)の爲めに働く者の段階が高ければ高いほど彼にさりて轉嫁が愈々困難となるであらうといひ、バスターブルも、労働者にて最小點(單なる生活維持の)が超へらるることに、此に税の歸着すべきものがある。通例の生活標準が高ければ高きほど租税を轉嫁する可能は少いといひ、パリーユーは、給料の地位は殆ど決して絶對及痛ましき條件にまで置かれてないといふて居る。⁴³⁾

(註三) パリーユーは、給料が高まり資本家の利益の減する結果の一部は、労働者の労働によりて生産せらるる物の價の騰貴によつて緩められないことを考ふるのは困難だといひ、アイフアーは、賃金引上によりて税を企業者に轉嫁することが労働者に成功した場合には、企業者は進んで之を擔はぬ。併し之を其生産費中に加算することが明かであると爲す。⁴⁴⁾

(三) 租税上の對策——斯く考へ來ると、好景氣と不景氣とで租税上の難易同じくない。一方、好景氣時代には租税隨ふて納税が容易圓満であるのに、他方、不況時代には其困難隨ふて紛争が甚しきを免れない。此事は初めから明かなことで、そして納税、擔税は本來、國民義務として各人が應分に爲すべきものである以上、營業者が他日不景氣時のことを豫期して、好況時代に相當準備しなくてはならぬものとは考へらるゝ。けれども此事を營利人營業者に責むるのは聊か酷に失する。彼等に餘裕ある好況時には、彼等としては手一杯に業を行ひ、出来るだけ多く其資力及信用を利

42) Beaulieu, l. c. p. 773. Parieu, l. c. p. 79-80. 81. Schläffle, a. a. O. S. 325. Pfeiffer, a. a. O. S. 83.
43) Pfeiffer, a. a. O. S. 83. 90. Bastable, l. c. p. 385-6. Parieu, l. c. p. 8c.
44) Parieu, l. c. p. 81-2. Pfeiffer, a. a. O. S. 83-4.

用しやうとし、其際他日の納税の爲めに力の一部を貯へて置くなどといふことは太だ行はれ難き事である。故に仕方がない。此現代の營利組織を前提として租税政策を立る以上は、そして租税とは此組織を前提とする外なきものなる以上は、其の好景氣時代は擔税納税が圓滿に行はるゝのだから、先づ其れで宜しいとして、特に不況時代の納税不圓滿に對し或度までの斟酌を行ふを要することとなる。最近我營業税に行はれたる營業利益の小なる場合の特例も其一たるを失はぬが其外に、特に營業税については不況年に、課税標準の計算上斟酌を加ふる實際であるが、此では各地方により斟酌が區々となつたり、同地方にても人による情實の行はるゝ餘地があるから、むしろ明文に於ても一定率を定め、其一定率以内にて斟酌することとし、年々の情況を考查して全國を通じて一定のものを定めて行ふことゝ爲すを選むべしとする。そして又其は中央の特別機關にて物價指數の傾向から判斷して適當度に定むるのが公正である。

第二段 現下の不景氣大勢と租税難及其對策

(一) 現下の經濟界大勢——以上は租税と景氣との關係についての一般考察である。然らば之を我が現在の經濟界に適用して何うかといふと、我經濟界の目下の狀況は決して好景氣でない。大勢は不景氣である。不景氣に向つて居る。如何にも復興事業の爲めに一時好景氣來るべしともい

はる。復興事業の爲めに物資の需要が大に増加したから、之に應ずる爲めに外國から又内地からしても物資を供給せしめ、其供給の需要に追隨することの難きが爲めに、物價が上がることとなり、勞力をも多く要求して勞賃も上がることとなるといふ。其點も確かに認めなくてはならぬが、併し此大需要たる結局は購買力によりて制限せられ、そして其購買力は多くは信用に依らざるべからざる事情に於て、そして又其信用の減縮せざるを得ざる現下の事情に於て、假令政府の後援に依る日銀勸銀興銀等の信用擴張もあるとはいへ、何分、政府さへ對外的に信用を甚しく落したる今日にては決して多くを信用に望むことを得ぬ。動もすれば物材の見越輸入、過剰生産となつて物價騰貴を牽制することとなる。信用を少し緩むるとき此の如き弊を生じ易い。特に借金又借金によりて物資を得るの策は本來永續すべきものではなく、一刻も早く輸出力を強めて、復興に必要な購買力を作らなくてはならぬのに、此は物價の一段と低下することなき以上、大して望むことは出來ず、今の下瀝り勝ちなる情勢下に輸出は大勢益々困難で、早晚物價の可なり下るでない以上は、輸出を盛んにすることは出來ず、此が出來ずば、六づかしき借金政策に來なくてはならず、で否でも應でも物價低下に來なければならぬ。今日の大勢に於て復興景氣により物價上るべしと期するのは、一時の計算としては兎も角だが、大勢としては誤である。此物價騰貴を維持しては全體上行詰の外ない。之を除くが爲めには、むしろ此際有らゆる物價低下の策を

講じて輸出伸張を計る外なく、然れば今後の堅實なる政策は物價下落、隨ふてむしろ不景氣來を助成するに存る。故に今直ちに不景氣來とはいへぬにせよ、一度は近く此が來るべきものであり又現に大勢として其處に進みつゝあると見て可い。

(二) 不景氣來と租税負擔——斯くて不景氣來が避くべからざるものとして、此場合營業者は租税の負擔につき非常に困難を感じるであらう。上にいふ如く消費者への轉嫁は困難に、自ら負ふとしても随分苦しき破目に陥らなくてはならぬ。否な此租税上の苦痛は今日の如く物價の下り詰めざる時をして尙ほ一部好景氣を味ひつゝあるときにも感ぜらるゝ所である。況や此が眞の不景氣時代に入つたならば一層困難を見るであらう。随ふては納税紛争も多くならうし、此場合納税者に納税道義を重んじて圓滿に納税することを望まなくてはならぬが、併し又別に此際に處すべき負擔軽減の途をも開いて、少しでも此納税を圓滑にするのが急務であらう。

(二) 租税對策と物價政策——斯くの如くに租税便法を講ずることは、納税の圓滿を計るに必要だが、其のみでなく此が物價低下の大勢を一層助成して、今の避くべからざる物價政策にも貢獻することとなる。税が多少寛にせられたといふことは、物の賣手にても買手にても評價の上に一の低下的動力となつて働くこととなり得る。税が相變らず高いといふことは營業者の物價低下を避らしむる口實ともなるが、此税が下げられたといふことは或度まで此口實を失はしむること、

なる。此意味にても此便法を講ずるのが此際有意義である。物價低下に應ずる策として並に物價低下を促す策として有意義である。尙ほ此際一般に減税を計畫するといふのも同様の意義を有つ。財政整理は之が爲めの前提として缺くことを得ぬ。

結 論

以上要之。好景氣は價格を作り租税を産み出し、事實上租税の一部の排消を來すが、不景氣は此の如きものを生ぜず、却つて營業者をして前轉を困難ならしめ、消費者をしても其の轉嫁せらるゝだけでは負擔に堪へざらしめる。隨ふて租税行政上不良の結果を來す。之を除くには取敢へず既存税にて臨時輕減の便法を設くるが良し。そして今日の我國は恰も近く不景氣來又は物價低下を齎らす外なき事情に居るから、之に應ずる爲めには矢張り右の方策を適用すべきのみならず、抑々又物價低下を來たさしむるが爲めの方策としても之を用ゆべきものと考へらるゝ。